

支部研修会から



『働き方改革を考える（Ⅰ）』

宮川安江

最近社会問題化した電通問題が、長時間労働が批判的となり、政府は「働き方改革」は常態化している長時間労働の是正が最重要課題として、2014年11月に過労死防止法が施行され、労働基準法も改正されるための審議がなされている。

そんな中、2016年12月17日の「週刊ダイヤモンド」が特集で掲載した、内容を紹介しながら、働き方改革を考えることとした。

これまでの労基署の重点ターゲットは、建設現場、トラック運転手、製造現場など安全管理の観点としていたが、長時間労働が常態化している公認会計士、投資銀行マン、新聞記者、アナリスト・研究員などのエリート業界が新たに狙われている。その実態を紹介している。

日本人は働き過ぎと言われているが、欧米等と比較しても、1位は韓国で2,200時間弱とダントツ長い、2位は米国で1,800時間弱、日本は第3位で約1,700時間と極端には長くない。週49時間以上の超長時間労働を比較すると1位は韓国32.4%、2位は日本21.3%、3位は米国16.4%と韓国を除けば非常に高いことになる。

なぜ長時間労働が横行するのか、残業のルールをみると、基本は1日8時間、1週間に40時間を超えて使用者は労働させてはならない。これが大原則である。それが36協定を締結して労基署に提出すれば、1ヶ月45時間、1年で360時間を上限として時間外労働をさせることが出来る。更に決算、納期の逼迫など「特別の事情」の

発生が予想される場合、特別条項を付ければ、例外的に上限を延長することが出来る。36協定締結事業所の40.5%の企業が特別条項付きの36協定を締結している。

労働基準監督署が監督指導に入った業界の実態は次の通りである。

野村証券

投資銀行部門（企業の合併、買収のアドバイザー業務、株式・債券の発行に関する引き受け業務）では、夜中の2時、3時までプレゼン資料づくりに追われるのは当たり前。ライバルは、外国の大手金融機関で、残業規制はお構いなしの会社で、競争力に疑問符も出てくる。社内から日本の労働基準法の枠外の海外で、自習室を設定して、自主的にプレゼン資料を作らせる等残業の裏技も考えている。

会計士等の監査法人

監査法人といえば、エリート業界として、超難関の国家資格試験をパスした公認会計士を多数擁し、企業の決算報告書にお墨付きを与える監査を行う花形職種。

四大監査法人（新日本、トーマツ、あずさ、PWC）は、繁忙期の多くの企業が決算を締める3月末から報告書を出す5月にかけて、残業100時間超えは当たり前という。東芝の粉飾決算を見抜けなかった新日本監査法人等、業界全体としての監査品質の向上を迫られ、慢性的な会計士不足で、企業もアドバイザー案件やベンチャー企業の新規株式公開等で仕事は増える一方だ。

新聞記者

かって大手メディアの就職といえば高嶺

の花だった。入社案内に掲載された勤務時間は、9時に出勤、10時まで警察署での事件の確認、正午まで街の出来事の取材、正午昼食、13時から16時まで街の出来事の取材、16時会社に行き原稿執筆、20時帰宅となっている。だが業界に巣くう「徒弟制度」。若手記者はキャップやデスクに一挙手一投足を管理され、朝駆け取材の報告から夜回り取材のメモ上げまで、事細かにハウレンソウ（報告・連絡・相談）を義務付けられている。

時には、朝3時「他社にスクープ有り」と電話でたたき起こされ、6時タクシーで警察幹部宅に朝駆け取材、7時警察幹部宅で他社の記者との囲み取材、9時夕刊でスクープを追いかけるための原稿執筆。10時警察発表の取材。正午夕刊ゲラ確認、13時夕刊でも他社にスクープされていることが判明・取材、14時夕刊の締切が終わり昼食、16時警察発表の取材、18時警察幹部宅へ夜回り、20時別の幹部宅へ、21時移動中にタクシーの中で原稿執筆、23時警察幹部の帰宅待ち中にスマホでゲラ確認、警察幹部への夜回り。記者室へ、1時取材メモ終了・上司に飲みを誘われ、2時半帰宅。

裁量労働制の対象になっているが、取材中も頻りに携帯電話に連絡があり、馬車馬のように働かされ、裁量権はないに等しい。裁量労働制であるが故に、「みなし労働時間」分の手当を支払うだけで済む。これが崩れたら、新聞社の経営はたち行かなくなる。朝日新聞の事件記者は「月の残業は200時間近いが申告していないだけ」。毎日新聞の中堅記者は「うちは記者に労働時間を申告させていない。ディスクが勝手に付けているのだろう」。

元全国紙記者が語る超長時間勤務の実態
月6回前後の泊まり勤務。時給換算で約700円最低賃金レベルだった。

出勤簿を記者に付けさせない会社だった。上司が勤務時間を勝手に短く記入していたようだ。

朝駆けから夜回り、朝刊最終版のゲラチェックまで、毎日午前7時から翌日午前1時まで馬車馬のように働かされた。

着の身着のまま事件や災害の出張取材に行かされ、着替えの服もないまま2～3週間連続で働かされることがザラにあった。

上司が1日に30回以上電話を掛けてきて、あらゆる事を監視してきた。おまえはストーカーか！ 裁量労働なのに「裁量」なんてどこにもなかった。

ある全国紙の社会部長は、「一人一人が休み返上、スーパーマンになったつもりで働いてくれ」と激励したが、それは一昔前の話。長時間労働を是正するには、①記者を増やすか②働き方を改革するぐらいしか考えられない。

新聞社・通信社記者特有の給与体系は、基本給を低く設定し、残業代に相当する基準外手当（裁量労働手当など）を厚くしている。その手当が記者の持ち場によって大きく異なる。全国紙記者の平林佳孝さん（34歳仮名）は今春、地方支局から本社経済部に異動して初めての給与明細を見てがくぜんとした。手取りで10万円以上も下がっていた。1年目は本社社会部、今春までが大規模地方支局で手当が厚かった。

グループ1で手当が基本給の7割、グループ5で4割。仮に基本給が30万円だと持ち場の違いだけで9万円の差がつく。

特にヒエラルキー下位で大型案件が発生すると悲惨だ。長時間労働をいとわない昔かたぎの記者は別として、今どきの記者は費用対効果で見合わない仕事に対しては、やる気をなくしてしまう。担当記者を表彰して激励金を出してみたり、繁忙期手当などして色をつけたりする救済制度は各社に

はある。

電通

「取り組んだら放すな、殺されても放すな、目的完遂までは…」吉田秀雄・第4代社長が仕事の心構えを示した「鬼十訓」の一節だ。亡くなった高橋まつりさんにこの教えを長時間労働させることで身体に染み込ませたかっただろうか。高橋さんが所属していたのは、多忙な勤務で知られたデジタル・アカウント部。この部よりも過酷な職場で敬遠される「第15営業局」。官公庁を主な顧客としている「地獄の15営」「行きたくない部署ナンバーワン」などと恐れられている。

電通に長時間労働の是正を迫っている官公庁、その佳人たる霞が関官僚からの発注が、実は電通の長時間労働の元凶になっているとは皮肉な話である。顧客にビジネスの決定権を握られている受注産業、広告代理店が長時間労働の温床とされている。

民間のクライアントは、社内決済の簡略化について、比較的融通が利くため、納期に余裕を持たせてくれる。一方、官公庁の案件は庁内で幾重もの決済が必要なため、短納期になりがち。入札に必要なプレゼンテーション資料は、多いときは100枚以上になるという。入札が3つ、4つ重なると入札までの余裕が余裕でなくなる。更に年度末は省庁の「予算消化」で過密スケジュールになり、駆け込み入札も少なくはない。電通問題の犯人が官公庁かもしれない。

学校教員

1966年から40年間で残業は4倍に増えている。その背景には、いじめ、虐待など教育問題の複雑化されるが、今大きな議論になっている部活を巡る過重労働の問題だ。

平日は早朝から授業前に部活動がある場合が有り、放課後にも部活動の指導に入る。

指導後には本来の業務が待っている。授業の準備にテストの処理、生徒との面談や教材研究、最近はいじめがネットの世界に潜ることもあり、SNS対応に迫られ、残業が深夜に及ぶこともある。しかし教員には原則残業代が付かない。神奈川県公立高校の場合、部活で1時間以上4時間未満は「とっきん（教育特殊業務手当）」300円、「入選（入試業務）」2時間以上900円しか手当が出ない。基本給25万円なら、月1万円程度の手当で我慢しろというわけです。

今年6月に教育専門誌に公表されたレポートでは、残業時間が過労死ラインの月80時間を超える平均90時間に達している。特に運動部の顧問に過重労働の傾向が顕著だという。

IT業界

入社後3ヶ月の使用期間が終わると、会社側は社員を主任に昇格させ、管理職になったから残業代は払わない。どんなに働いても管理職手当5000円だけ。この会社は労基から是正勧告を受けてしまう。そうすると「専門業務型裁量労働制」を導入した。「SE（システムエンジニア）で裁量労働制の適用対象なので、どんなに残業しても残業代は出せない」と伝える。

中小のIT企業が残業代の支払いを渋る背景には、「重層下請け構造の問題がある」立場が弱いと、顧客側が納期直前に急な仕様の変更を求めてきた場合、次の仕事してもらえないかもしれないという不安感から、無茶な納期でも呑まざるを得ない。

つづく

